

2020年度事業報告書

自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日

2021年3月

一般社団法人大学監査協会

目 次

【会務の概況】

理事会	1
総 会	1
委員会	2

【活動の概況】

会議、研修会並びに研究会議	3
刊行物	10

【情報公開】

11

【研究成果】

11

【報告】

11

【事業計画書】

11

【会員の増減】

15

【2020年12月31日現在の会員名簿】

15

【役員名簿】

16

【委員会名簿】

17

【会務の概況】

理事会

・ 2月13日 第50回理事会 於：上智大学

I. 決議事項

- 第1号 本協会の2019年度事業報告の承認について
- 第2号 本協会の2019年度決算の承認について
- 第3号 教学ガバナンス報告について
- 第4号 第21回総会議事次第案について

II. 協議事項

- 第1号 私立学校法改正後への対応と併行して考えておくべき諸点について
- 第2号 本協会の事業展開の方向性について

III. 報告事項

- 第1号 「監事監査アンケート」調査結果について
- 第2号 「大学内部監査に関するアンケート」調査結果について

・ 11月19日 第51回理事会 開催方式：Web会議

I. 決議事項

決議事項

- 第1号 本協会定款の一部変更の承認について
- 第2号 2021年度事業計画案の承認について
- 第3号 2021年度予算案の承認について
- 第4号 教学監査基準等の一部改定について
- 第5号 大学法人における内部統制に関する基準等の一部改定について
- 第6号 教学の意思決定システム構築及び運用上の留意点について
- 第7号 大学における監査の本質と原理について
- 第8号 第22回総会議事次第案について
- 第9号 企画委員会、内部統制分科会並びに教学監査分科会委員の選任について

総会

・ 3月5日 第21回総会 於：関西大学 東京センター

I. 決議事項

- 第1号議案 本協会の2019年度事業報告の承認に関する件
- 第2号議案 本協会の2019年度決算の承認に関する件

II. 報告事項

- 第1号 教学ガバナンス報告について
- 第2号 「監事監査アンケート」調査結果について
- 第3号 「大学内部監査に関するアンケート」調査結果について

・ 12月9日 第22回総会 於：関西大学 東京センター

I. 決議事項

- 第1号議案 本協会定款の一部変更の承認に関する件

第2号議案 本協会の2021年度事業計画案の承認に関する件

第3号議案 本協会の2021年度予算案の承認に関する件

II. 報告事項

第1号 教学監査基準等の一部改定について

第2号 大学法人における内部統制に関する基準等の一部改定について

第3号 教学の意思決定システム構築及び運用上の留意点について

第4号 大学における監査の本質と原理について

委員会

1. 企画委員会・ガバナンス分科会合同会議

- ・ 1月 8日 第1回 於：中央大学市谷キャンパス
協議事項 1. 監事の損害賠償責任及びその制限について
2. 教学監査基準の構図について
3. 教学ガバナンス報告書の作成内容について
4. 私立学校法改正で残された課題について
5. 本協会事業展開の方向性について

- ・ 1月30日 第2回 於：中央大学市谷キャンパス
協議事項 1. 教学ガバナンス報告書の作成内容について
2. 私立学校法改正後への対応と併行して考えておくべき諸点について
3. 本協会事業展開の方向性について

- ・ 2月25日 第3回 於：中央大学市谷キャンパス
協議事項 1. 教学ガバナンス報告書の作成内容について
2. 私立学校法改正後への対応と併行して考えておくべき諸点について
3. 本協会事業展開の方向性について

- ・ 3月19日 第4回 於：中央大学市谷キャンパス
協議事項 1. 私立学校法改正後への対応と併行して考えておくべき諸点について
2. 本協会事業展開の方向性について
3. 公立大学法人における教学ガバナンスについて

- ・ 9月 8日 第5回 於：中央大学市谷キャンパス
協議事項 1. 公立大学法人における教学ガバナンスのあり方の報告について
2. 教学の意思決定システムの改革における論点の提示及び工程の検討に関するロジック展開について
3. 私立学校法改正後への対応と併行して考えておくべき諸点について
4. 教学マネジメントシステムの質保証にかかわる枠組みについて
5. 大学監査の本質と原理について
6. 本協会事業展開の方向性について

- ・ 9月18日 第6回 於：中央大学市谷キャンパス
協議事項 1. 公立大学法人における教学ガバナンスのあり方の報告について
2. 教学の意思決定システムの改革における論点の提示及び工程の検討に関するロジック展開について

3. 私立学校法改正後への対応と併行して考えておくべき諸点について
4. 教学マネジメントシステムの質保証にかかわる枠組みについて
5. 大学監査の本質と原理について
6. 本協会事業展開の方向性について

・10月 6日 第7回 於：中央大学市谷キャンパス

- 協議事項
1. 教学の意思決定システムの改革について
 2. 教学マネジメントシステムの質保証にかかわる枠組みについて
 3. 私立学校法改正後への対応と併行して考えておくべき諸点について
 4. 大学監査の本質と原理について
 5. 本協会事業展開の方向性について
 6. 2021年度事業計画案について

・10月20日 第8回 於：中央大学市谷キャンパス

- 協議事項
1. 教学の意思決定システム構築上の留意点について
 2. 教学マネジメントシステムの質保証にかかわる枠組みについて
 3. 私立学校法改正後への対応と併行して考えておくべき諸点について
 4. 大学監査の本質と原理について
 5. 本協会事業展開の方向性について
 6. 2021年度事業計画案について

・10月29日 第9回 於：中央大学市谷キャンパス

- 協議事項
1. 教学の意思決定システム構築及び運用上の留意点について
 2. 教学マネジメントシステムの質保証にかかる枠組みについて
 3. 私立学校法改正後への対応及び併行して考えておくべき諸点について
 4. 大学における監査の本質と原理について
 5. 本協会の新時代へ向けた事業展開の方向性について
 6. 2021年度事業計画案について

・12月 4日 第10回 於：中央大学市谷キャンパス

- 協議事項
1. 教学監査基準とその解説等について
 2. 大学におけるガバナンス体系図について
 3. 次期私立学校法改正に向けて考えておくべき諸点等について

2. 内部統制分科会

「大学法人における内部統制に関する基準」並びに「同チェックリスト」の改定に向けてメール方式で5回にわたり協議

3. 教学監査分科会

開催なし

会議、研究会議並びに研修会等

・ 1月21日 監査課題研究会議 参加人員：18名

～経営視点が必須の事業継続計画BCP/BCMと監査視点～

於：東京理科大学 森戸記念館

大学は、教育研究を通じて社会に貢献していく組織で、全国から学生を受け入れるとともに、地域

社会における知的・文化的拠点として中心的な役割も担っている。

大学における BCP は、このような役割を担っている機関がその使命を果たしていくために必要となるものである。換言すれば、大学の BCP は、学生が安心して教育を受けられ、研究ができる場所であり、地域社会に対しては災害時等の避難場所等としても活用される場所ではなくてはならない。したがって、学生や地域社会から信頼される大学として大学経営を行っていくよう配慮する必要がある。すなわち、BCP 策定や BCM は、大学経営の視点から組織的対応の必要性はさらに高まっているといえる。

BCP/BCM の視点は、現実存在する組織のクライシス管理の問題で、将来計画を検討する上でも押さえておかなければならない大学経営にとって重要な事項の一つである。このため監事は、経営計画の視点に BCM の視点が含まれているかを監査することが求められる。

そこで、最近の状況を踏まえて BCP/BCM について基礎から解説し、BCP 作成の留意点とマネジメント視点についてその基本的考え方を提示するとともに、すでに作成済みの学校法人にとっては、見直しの視点・BCP/BCM の監査視点が身につくように協議を進めた。

- ・ 1月29日 監査課題研究会議 参加人員：14名
～義務であることが明確となった会計監査人と監事の連携の在り方～
於：東京理科大学 森戸記念館

2018年7月、財務諸表監査を行う際に公認会計士たる会計監査人が遵守することを求められる監査基準が改訂されたことに伴い、私立学校振興助成法監査に基づく公認会計士(以下「会計監査人」という。)の監査報告書にも監事との関係、すなわち法令等の定めの有無にかかわらず、会計監査人の責任としての監事に対する報告責任がある旨を監査報告書上に明記されることとなった。従来、その必要性が曖昧であった監事とのコミュニケーションが、会計、監査人の義務となったと考えて差し支えなく、監事と会計監査人との連携を改めて見直す一つの契機となる。

さらに、2020年3月末の監査報告書から改訂された監査基準が適用されるため、その内容の理解は喫緊の課題となるが、私立学校法の改正による監事の権限・責任の拡大も踏まえ、監事監査のあり方自体も検討していく必要がある。

そこで、それらを踏まえて監事と会計監査人との連携のあり方とともに、監事監査のあり方について考察した。

- ・ 2月27日 監査課題研究会議 参加人員：24名
～民法改正の重要ポイント～

於：東京理科大学 森戸記念館

改正民法(債権関係)は、2020年4月1日から全面施行されるが、各大学法人では、その対応に追われている。一方で、実際の契約書の見直しについて、学内的にも十分に周知・対応できているとはいえない状況にある。

この債権法部分の改正は120年ぶりといわれ、2011年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」における「国際的にも透明性の高い契約ルールを整備を図るため、経済のグローバル化等を踏まえ、2013年初めまでに民法改正の中間試案をまとめる」に沿ったものである。

世界各国では債権法(契約法)が改正されており、判例を中心とした120年前の民法では、世界には理解されにくくなり、その結果、国際取引における準則法が、他国の外国の法律をベースとすることとなるケースが多くなる可能性が高まり、これにより企業によっては、コスト増やリスクの増大につながるといわれている。このため、今回の改正は、国際化へ対応するためのものでもあるといわれる。

そこで、民法の改正内容を再確認したうえで、継続的取引に関する売買・業務委託・賃貸借・保証(特に包括的根保証)等の契約書の見直しと修正事項等、担当部署の適切な対応に関する監査視点について解説するとともに、契約上の留意点・監査視点、既存契約の更新に際しての経過措置の取扱い等について事例をもとに解説し、それらをもとに協議した。

・ 9月29日 監査課題研究会議 参加人員：23名
～教学ガバナンスの本質的理解と大学監査－教学ガバナンスは教育研究推進のために存在する～

於：京都ガーデンパレス2階会議室

ガバナンスとは、組織行動を制御する仕組みのことである。大学におけるガバナンスは、大学を設置する法人のガバナンス（一般に「大学ガバナンス」と呼ばれる場合は、狭義に、こちらを指す。）と設置される大学のガバナンス（＝教学ガバナンス）に大別されるが、両者は一体として、広義の「大学ガバナンス」を構成している。大学の発展・価値向上には、設置法人のガバナンスと設置された組織のガバナンスがそれぞれ健全に機能していることが求められる。なかでも大学における組織ガバナンス、すなわち教学ガバナンスが十分に機能している必要がある。

そこで、日本の大学制度の法的二元性をベースとして、広義の大学ガバナンスの中で、教学ガバナンスがどうあるべきか、という点について検討することとした。教学が担う研究・教育・社会貢献という役割に着目して、それを円滑に実施し、発展させるためにはどのような教学ガバナンスが必要となるかについて、法人と大学の関係、学長・副学長・学部長の権限等、多面的な角度から解説するとともに、狭義の大学ガバナンスをベースとした教学ガバナンスに関する監査は、個々の教育研究の内容自体を対象としたものではなく、教育研究を円滑に進めることにより、結果として大学価値を向上させていく仕組みの一つであるからこそ、そこに発生する業務が監査の対象となることについて監査論の立場から解説した。これらをもとに、大学ガバナンス、教学ガバナンス構築のあり方、さらには大学ガバナンス・教学ガバナンスに対する監査視点の理解に向けて、協議した。

・ 10月6日 監査課題研究会議 参加人員：17名
～パンデミック下でも役立つ統合型事業継続計画の
必要性和監査視点～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

東日本大震災・熊本地震や今年の台風19号（令和元年東日本台風）等によって、事業継続計画 BCP を見直した大学もあるが、今回の新型コロナウイルス感染症パンデミックでは、政府の緊急事態宣言の発動下、遠隔授業の実施等、多くの大学では、経験を超える判断を迫られることになった。

大学は、教育研究を通じて社会に貢献していく組織であるが、その使命をこのような状況の中で果たしていくためには、事業継続計画が重要な役割を果たすことはいまでもなく、BCP は、主に地震・台風等の自然災害を中心に策定されることが多く、そのままでは今回のような感染症等のパンデミック等に遭遇した際に全く役立たないことになる。また、パンデミック用の BCP を策定している組織もあるが、今回のパンデミック下では、大地震や台風等の被害がなかったが、これらが同時期に発生する最悪の自体を想定しておくことで、地震・台風・パンデミックの状況を統合的にとらえた BCP が必要となる。このことは、現実存在する組織のクライシス管理の問題のようであるが、将来計画を検討するうえでも押さえておかなければならない大学経営にとって重要な事項の一つと考え、このため監事には、経営計画の視点に統合的な BCM の視点が含まれているかを監査することが求められることとなる。

そこで、最近の状況を踏まえて BCP について基礎から解説するとともに、地震・台風・パンデミック下での統合型事業継続計画（統合型 BCP）作成の留意点とマネジメント視点についてその基本的考え方を考察するとともに、すでに作成済みの学校法人にとっては、見直しの視点・BCP/BCM の監査視点が身につくように、協議を進めた。

・ 10月12日 監査課題研究会議 参加人員：29名
～業務プロセスの内部統制の有効性評価と
監事が実施すべき監査手続き～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

私立学校法の改正に伴い、監事の職務に理事の業務執行の状況に関する監査が加えられ、その旨が明記された。このことは、監事監査報告書への記載事項となったことを意味する。従って、計算書類

の作成プロセスに関する理事の業務執行に関する監査、すなわちこれらのプロセスに関する内部統制の有効性に関する評価もその一つとなり、監事は、これらを含めて、業務プロセスの中で内部統制機能が有効に機能しているか否かを評価しなければならない。そのためには、理事の業務執行に対する監査が、従来から監査の監査対象であったとしても、私立学校法でその旨が明記された以上、従来の監査手法を踏襲するだけでは充分ではなく、手続きにおいて高度化していかなければならないこととなる。

そこで、計算書類の作成プロセス、重要な契約の関する基準、資金運用に関するリスク評価等の視点から監事が行わなければならない業務プロセスの内部統制の有効性監査の実務について解説し、それらをもとに協議した。

・ 10月16日 監査課題研究会議 参加人員： 9名

～パンデミックで明らかになった大学経営の新視点一何が変わるのか、何が変わらないのか、何を変えなければならないのか～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、大学の運営は、オンライン授業、大学行事の中止によるキャンセル問題等、多くの部門で様々な対応が迫られ、オンライン授業については、改正著作権法の前倒し施行、ネットワーク環境問題、外部組織との契約問題等、大学内だけでは、解決できないリスク管理上の諸問題も浮き彫りになった。これらは、従来型の大学経営では解決できない根本的問題を含んでおり、大学教育とは何であるのかといった点を根本から考え直す必要があるといっても過言ではなく、大学経営者は、教育研究効果を落とさずに、コストリダクションはもちろん教職員の労働環境の改善を図りながら、真の大学教育について根本的に考え直す機会を与えられたといえ、経営問題としてとらえる必要がある。

そこで、パンデミック下で、明らかとなった社会構造の諸問題について考察するとともに、大学が真に社会に寄与していくための存在であるために、パラダイムシフトしなければならない視点に社会構造の何が変わるのか、何が変わらないのか、大学は、これらに合わせて何を变えなければならないのかについて考察した。

・ 10月23日 監査課題研究会議 参加人員： 9名

～大学の将来を決める IR 組織と大学経営と監査～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

「大学価値の向上」という言葉があるが、大学の価値は、それぞれの大学が持つ「教育研究の力」「就職実績を生み出す力」「財務の健全性を確保する経営力」等で示されるものである。これらの力を客観的に評価し、自学の価値を把握しておくことは、大学の中長期計画を策定する上でも、改革や改善を行ううえでも、必要不可欠といえる。

自学の持つ様々なデータを収集、蓄積、分析、可視化し、学内に共有する業務、すなわち、大学 IR を担当する部署は、文部科学省もその重要性に鑑み、私立大学等改革総合支援事業等の補助金制度においても加対象事項に指定したことから、確実に増えつつある。しかしながら、多くの大学では、IR の対象が教学部門に限られ、経営部門も含めた大学全般が対象となっていなかったり、データのアクセス権限においても、IR 部署に全学的なデータへのアクセス権限が付与されていなかったりと、大学の長期的な経営を対象とした活動ができないケースや、時宜に応じたタイムリーな活動ができにくい現状にある。

IR 部署の本来的なあり方としては、IR データが、適時に、必要とする役職者や部署に提供され、データに基づいて、速やかな意思決定が行われるべきで、そのため、取り扱うデータや分析結果も、信頼性や正確性が担保されなくてはならない。

そこで、本来の基本に立ち返った IR の基本的考え方と、データを取り扱う際の留意点、指標に関する考え方等について解説するとともに、IR 部門は会計データと同様に、信頼性が重要な要素であることを考慮し、監査部門が IR 部門を監査する際の視点についても解説し、それらをもとに協議した。

・10月27日

監査課題研究会議

参加人員：8名

～教育のICT化の推進を担う改正著作権法と大学監査～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

新型コロナウイルス感染症により、大学は、授業体制の変更、大学行事の中止変更に追い込まれた。これらの影響は、取引先との契約履行の中止等の問題にみられるように双方に様々な問題が生じている。遠隔授業については、政府は、円滑推進に資するため、2021年5月から施行を予定していた著作権法の一部改正法を前倒して暫定施行できるよう閣議決定しました。しかし、今後、暫定期間終了後の法改正を踏まえた対応が必要と、一方、授業の延期・大学外授業の中止は、学生との取引先への契約不履行問題等を含むものがあり、各大学では、このような環境下で様々な実務的問題に頭を悩ませている。

このため、現在の契約の問題解決に加えて、今後の取引先との契約については、4月から施行された改正民法を踏まえて、パンデミックを前提とした契約の見直しが必要となり、また、大学が学生へ提供する教育に関する約款といった視点から見れば、学則等の改訂問題へとつながる。さらに、教職員は、民間企業同様、在宅勤務を行うケースや授業形態の変更により、就業形態の見直しも迫られているといつてよいであろう。大学経営者は、教育研究効果を落とさずに、コストリダクションはもちろん教職員の労働環境の改善を図ることが求められることまで含めて考える必要があり、雇用契約問題としてとらえる必要がある。

そこで、改正著作権法への今後の対応、パンデミック下で発生した契約上の諸問題のほか、在宅勤務等への対応に伴う法的問題等について、BCPの観点から改正著作権法・改正民法・労働法・消費者契約法等を踏まえて、大学が今後契約上留意すべき点について解説することにより新たな監査視点を提示し、それらをもとに協議した。

・10月30日

監査課題研究会議

参加人員：18名

～大学におけるITガバナンスと監査～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室
(オンライン併用)

大学では、教育、研究、社会貢献など様々な支出が行われ、補助金、科学研究費補助金、委託研究費などの外部資金が使われており、研究費や外部資金をめぐる問題も発生していることから、費用支出が適切に行われるようにするための仕組みを講じるとともに、支出内容に関する説明責任を強く求められている。さらに、大学経営の効率化、経営品質の向上、外部に対する情報公開の充実などの重要性も高まっている。

ITについては、ITを利用した経営や教務の改革が急速に進み、IT投資・運用にかかるコストが増大したために、IT投資・運用を適切に管理する体制や仕組み（ITガバナンス）が必要になっている。日本の上場会社ではすでに、JSOX法の施行以降、内部統制報告・監査制度の定着に伴って、IT統制の整備がある程度は進んできた。一方、大学では、そのような動向に追従することができず、必ずしも十分とはいえない体制にあるところが大部分と考えられる。しかし、今後、厳しい財政課題を抱えることになる大学にとっては、経営効率化の観点から、IT統制を整備することはますます重要になってきている。

それに加えて、今回の新型コロナウイルスのパンデミックに対応した遠隔授業の実施によって大学のITに求められる考え方も変わってきた。

大学におけるIT統制は、大きく教育に直接関わる業務と教育研究を取り巻く業務に分かれるが、パンデミック下で明らかになったことは、ITにおける教職協働・業務標準化・データ活用の重要性である。

そこで、ITを適切にガバナンスしているかどうかをチェックし、IT統制に言及しながらITの有効活用を促進するためのシステム監査の進め方を通して、IT投資・運用を管理するための体制、ITを管理するための体制、IT案件の検討・決定手続など全学的なガバナンスの視点からの監査ポイントを解説するとともに、IT投資によって全体最適視点で業務標準化が行われ、有効に活用されているかといった視点についても提示し、それらをもとに協議した。

・11月10日

監査課題研究会議

参加人員：16名

～実効性ある中期計画策定のための予算制度の見直しと大学価値の伝え方としての統合報告の視点－計画と成果に対する監査視点－～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

4月から施行された改正私立学校法では、認証評価結果の内容を踏まえた中期計画の策定が義務づけられるとともに、大学が公表すべき情報についても省令等で義務づけられた。

このことは、大学の運営が中長期視点に立脚して計画されており、かつ、教育と研究の成果である大学価値をわかりやすく社会へ伝えていくことが重要であることを示している。

本来、中期計画は、建学の理念に基づいた長期計画に基づいて策定されるものでなければならない。また、長期計画に基づいて策定される中期計画は、財政計画とセットになった予算見合いのもので、かつ、数値目標が示されたものでなくてはならない。また、その予算も大学価値を高めていくためには、従来の枠組みにとらわれた予算制度の枠組みを超える必要がある。

しかしながら、現状の各大学法人の予算は、従来の枠組みの中だけでとらえ、その枠組みを脱することができずに「十年一日」で変化の少ないもので、中には、中期計画との連動が見られないケースがあるなど、社会環境の変化への柔軟な対応への懸念等の問題点が散見される。一方、大学は教育研究を通じて、継続的に社会へ貢献していく存在であり、このため大学は、教育研究機能を長期的視点に立って、常に向上させ、大学の価値を高めていくことが求められる。

このような大学の価値向上の取り組みは、大学の強みそのものであるが、その内容は、毎年報告される法定の財務報告や事業報告書から読み取るための作業が必要となる。このような大学法人の強みを財務情報と非財務情報とを統合した年次報告書が「統合報告」といわれる。

2018年、東京大学が日本の大学で初めて、世界の大学でも8番目に統合報告書を作成したが、その後、国立大学を中心に統合報告書を作成公表する大学が増えてきた。これは、大学価値を伝えるために、統合報告は非常に有効であることが示された証であろう。

統合報告には、大学が目指す中長期的視点に立った未来の教育研究の姿と今までの成果が記載される必要がある。そのため、東京大学の統合報告も毎年度、新しい視点で大学価値を伝える改善をし、さらに、それを支える資金的背景・経営体制にも言及している。従って、大学法人は、従来の予算制度の枠組みを超えた将来にわたる資金的対応についても言及しなければ、真の統合報告にはなりえない。

統合報告が大学価値を伝える重要な手段であることを考慮すれば、各大学法人は、統合報告の持つ意味について十分に検討しておく必要があるし、現在行われている大学ポートレートへの記載項目へと結びついていくことも充分考えられる。また、統合報告が大学の現在から将来への教育研究のポテンシャルを語るものとするれば、大学の活動の支えとなる財務・予算制度についても従来の枠組みでとらえるのではなく、大学価値を高めるためのアプローチが求められることはいうまでもない。

そこで、大学法人の多くが抱える予算制度が持つ問題点とその要因についての提示をもとに、大学価値向上を目指した中期計画を見据えた予算制度の基本的考え方とその改革について解説し、これらを通じて見えてくる改革へつなげるための監査視点について考察した。

・11月16日

監査課題研究会議

参加人員：10名

～大学と危機管理－大学経営者が留意すべき危機管理の視点と監査－～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

リスク管理は、将来的に組織の目標達成を阻害する要因を洗い出し、分析・整理して、リスクを回避するための管理活動であるが、危機管理は、事業の目標達成や事業継続を脅かすような危機が発生した際に、その影響を最小限にとどめるとともに、危機的状況からいち早く脱出し、正常状態への回復を図るための管理活動で、一体的に考える必要がある。この10年余、日本は、大地震・台風による河川氾濫といった自然災害のほか、原発事故・大規模火災等、様々な事故・災害に見舞われてきました。このような一組織だけでは解決できない問題に対して、大学は、的確に対応して、その対応していく姿を通して学生を教育していくことが求められる。

そこで、大学経営者が危機的状況の中で、情報を整理し、危機的状況から早期に脱却して正常化を図っていく力を組織の中に構築することは大学ガバナンス上、極めて重要な要素であるとの考えのもとに、今後、教育研究を継続的に実施していくために危機管理について大学経営者が考えておかななくてはならない諸点について危機管理の立場から解説し、それらをもとに協議した。

・11月24日 監査課題研究会議 参加人員：14名
～組織運営のもととなる内部統制の大学運営実務・大学監査への
活かし方―監査を通じた大学法人の価値向上―

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

改正私立学校法の施行により監事の職務範囲と権限が強化され、監事は、業務監査に関して強化を図ることが求められている。このため監事は、大学法人組織の内部統制について十分な理解と評価力が求められたといえる。

内部統制については、経営者自らが組織運営のために構築するものであるにもかかわらず、自らの責任としてとらえられていないのが実情である。

これは、民間企業では、会社法に則った業務全般に関する内部統制の構築と、その概要の事業報告書への記載を大会社に求めており、それ以外の会社は内部統制の構築が不要であるかの印象を与えること、大学の場合は、大学管理運営の自主自立性が法令によって担保されていることから、大学には内部統制は不要であるといった誤解を生んでいる。しかし、内部統制は、あらゆる組織に必須の機能で、自ずと備わっている機能である。

そこで、会社法によって民間企業のうち大会社が事業報告書へ記載を求められている業務全般に関する内部統制について、その法的趣旨と会社法が求める内部統制について解説するとともに、民間企業とはその存立基盤が異なる大学組織においても必要な内部統制に関する考え方、並びに当協会が作成している内部統制基準に基づいて本年度改定を進めている内部統制チェックリスト（案）について解説した。これらをもとに内部統制が組織に基本的に必要な機能で、経営者がその責任を負っていることを理解したうえで、組織運営のもととなる内部統制の大学運営実務・大学監査への活かし方について協議した。

・12月1日 内部監査研究会議 参加人員：17名
～大学に必要な内部統制の基本と監査―大学監査はいかにあるべきか～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学法人組織が遂行する業務の中には、内部統制機能が埋め込まれている。この内部統制機能は、組織が存在する限り、その責任者が合規性を担保したうえで、健全な運営を行い、効率的に組織目的を達成するために組織の中にインストールしなければならない機能である。しかし、内部統制については、その概念が組織の中で、経営者も含めて十分に理解されていない場合や業務都合による業務プロセスの設計、業務の見直しの不徹底等によって体系的に組み込まれていないといったことが散見される。

内部統制という用語は、金融商品取引法によって上場企業等に財務情報に関する公認会計士による内部統制報告書の提出が求められたこと、並びに会社法によって大会社に事業報告書へ業務全般について内部統制に関する記載を求められたことから認知されたが、そもそも経営者が自ら組織の目標を的確に達していくために業務に組み込む仕組みから、民間企業のみならず大学が教育研究を通じて社会的使命を果たすうえでなくてはならないものである。

そこで、金融商品取引法が求める内部統制監査の基本的考え方を大学法人が個々に計算書類の信頼性と組織運営の信頼性の両方に資する監査基準を構築することを目的に、同法が上場会社等を対象に経営者に対して義務づけている「内部統制報告書」及びThree Lines of Defenseについて、内部統制の持つ本質の意味を勘案しながら解説するとともに、大学法人が陥りやすい内部統制上の脆弱性とその改善方策に寄与することを目的に提示を受け、そのうえで会計検査院が毎年度報告する指摘型監査の動向について解説した。

・12月7日 教学監査研究会議

参加人員：21名

～教学監査の理論と実際—大学経営の目的達成のための
ガバナンス・マネジメント体系及びその中での教学監査
の位置づけ、枠組みと、実施法—～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

本協会では、これまで法人・大学の業務の監査の中で、従来あまり手が付けられてこなかった教学業務の監査に関し、その役割とそれに必要な枠組み、及びそのような教学監査の大学の監査体系の中での位置づけという観点からの検討を踏まえ、教学監査基準と教学監査チェックリスト（2012.12.11制定、2019.7.11改定）をまとめ、公表してきた。

これと並行して本協会では、法人・大学の目的達成のための組織構造及び運営方法等の仕組みのあり方に関する「大学ガバナンスコード」及び「教学ガバナンスに関する報告書」を公表した。

さらに、これらの成果を踏まえ、大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系、及びその中での教学監査の位置づけと枠組みについて考察してきた。

教学監査に対する教職員のイメージは、「教育研究内容の評価につながるので、学問の自由が奪われる」というもので、警戒心を持っている教員・研究者は多いと考えられる。しかし、教学組織に一般的に求められる監査視点は、固定的であり、画一的であるという指摘もある。大学は、教育研究の充実化により、その成果を社会に広く展開していく組織である。そのためにも大学法人がその透明性ある運営を前提に、運営基盤を強化し、大学が教育研究の質向上を図るよう継続的に努力していく必要がある。

これらは健全な大学ガバナンスによって大学組織に委任され、大学組織は教学に関するガバナンス、すなわち健全な教学ガバナンスに基づいて構築された教学マネジメントシステムによって教育研究を推進していくこととなる。つまり、教学監査は、これらの教学ガバナンスと教学マネジメントシステムを監査する体制であると指し示しました。

そこで、大学ガバナンスと教学ガバナンスの関係性、教学部門にも存在するマネジメントシステム、及びこれらを評価する教学監査の視点について詳説し、それらを踏まえて教学監査のあり方について協議した。

・12月14日 監査課題研究会議

参加人員：10名

～監事に求められる基本的諸活動と絶対に抜けてはいけない監査活動のポイント～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

監事監査は、学校法人の教育研究機能の向上・財政基盤の確立に対して寄与するものである。このため学校法人のすべての業務を対象に、基本的に独立した立場、すなわち、学校法人のすべての業務マネジメントシステムの外側から、監事監査基準に基づいた適切な監査プロセス、あるいは状況によっては、これらの監査プロセスを逸脱しても、学校法人の継続的運営に影響を及ぼすリスクの排除に努めることが求められる。

改正私立学校法では、学校法人の責務が明文化され、学校法人は、その運営基盤の強化を自主的に図るとともに、教育の質向上と運営の透明性確保を図るよう努めることとされた。このため役員についても果敢な経営判断ができるよう経営責任に上限を付けたうえでの責任も明確化された。特に、監事については、職務の追加・権限の強化が図られたが、監事は、具体的にどのような職務を行う必要があるのかを指し示した。

そこで、監事が学校法人の価値向上のために、少なくとも実施すべき監査に関する基本的諸活動について詳説し、それらを踏まえて監事による監査活動のポイントについて協議した。

刊行物

- ・大学監査協会ニュース No.10
- ・大学監査協会ニュース No.11

- ・大学監査協会ニュース No.12

【情報公開】

- ・教学監査基準の改定
- ・学校法人における内部統制に関する基準並びに同チェックリストの改定

【研究成果】

- ・教学ガバナンス報告書
- ・教学の意思決定システム構築及び運用上の留意点
- ・大学における監査の本質と原理

【報告】

- ・「監事監査アンケート」調査結果のとりまとめ
- ・「大学内部監査に関するアンケート」調査結果のとりまとめ

【事業計画書】（2020年度）

当協会の設立趣旨に鑑み、大学の教育研究の質を担保する「大学法人の経営の体質改善を通じた質の向上」及び「大学運営の質の向上」に必要なガバナンス強化と意思決定プロセスの透明性の向上に資するべく、下記を基本方針として事業を計画する。

1. 「大学監査は大学法人の価値向上のために存在する」という基本理念のもと、大学法人という組織の特性を踏まえ、価値向上のために大学法人に真に寄与する監査とはどのようなものであるかを常に探求するとともに、新しい大学監査の基本的考え方についての啓蒙活動を行う。
2. 大学監査及び関連諸分野についての理論及び実務への展開方法に関する研究を一層深め、推進する。
3. 監事・内部監査人の専門的能力の向上及び監査の質と実効性の向上、並びに会計監査人との三者間の情報共有化等の交流促進を図るため三様監査の位置づけを明確にする。
4. 大学監査実務の強化・充実のための大学監査に関する諸指針・マニュアル等の充実と知識・スキルの普及を図る。

上記の基本方針を踏まえ、下記の2課題（中長期事業目標）に取り組む。その際、その社会的責任を果たすこと、及び大学の価値向上のために大学監査が存在するという意義を自覚するとともに、大学監査は、大学法人という組織の特性を踏まえ、従来の監査概念にとらわれない考え方を加味し、今までの研究の成果をさらに発展させていくことが重要である。当協会の運営は、昨年度から新しい段階へと進展させつつあるが、この方針をさらに深化させるべく、2020年度の事業計画を推進することとする。

- I. 大学経営の質向上に寄与する監査概念・監査体系と監査手法の確立と啓蒙普及
- II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

I. 大学経営の質向上に寄与する監査概念・監査体系と監査手法の確立と啓蒙普及

大学法人の経営の高度化を通じた大学法人の価値向上のため、大学監査の機能を1. 大学経営監査、2. 大学財務監査、3. 教学監査、4. 業務監査の四機能に分類し、これらの概念及び手法の確立を継続して行う。特に、大学法人における監査システム及びそのあり方等について、従来の監

査概念にとらわれずに、監査体系を構築するとともに、従来、当協会が策定してきた各種研究結果を体系的観点から見直す。このため、統括・調整する組織として2018年度から2年計画で再発足させた企画委員会を中心に、大学監査の現状を把握するとともに、大学監査の概念・哲学並びに監査手法等の大学監査体系の確立のための7つの分科会を設置して運営を行ってきたが、情報の効率性・有効性の視点から見直しを行い、5分科会に集約し、概ね2年計画で活動を行う。

1. 大学監査の機能

1-1 大学経営監査機能

- (1) 大学法人に求められるガバナンス機能・内部統制機能のあり方、マネジメントシステム評価視点並びにコンサルティング視点について、リスク認識とコントロール等をベースに各専門的分科会において検討していく必要がある。このため大学法人における監事監査・内部監査に関するツール（基準、マニュアル、計画、調書、チェックリスト）の開発・改良と実用化を図る方策を研究する。
- (2) ガバナンス機能は、本来、設置者である経営者や組織の責任者が具備しなければならない資質を含むものである。一方で、監査機能は、経営者の特性を把握し、その特性を補完・育成する仕組みを組織の中に構築できているかを確認する機能をも含むものである。これらの要素を明らかにするための研究を行う。
- (3) 法令改正、大学ガバナンスコード制定等、大学法人を取り巻く環境変化への対応は、大学法人にとって喫緊の課題である。これらの諸点に関する経営者の認識について経営者・大学運営者への意識付け等が求められることから、大学法人の運営の質向上の観点からその対応に関するありようについて研究する。

1-2 大学財務監査機能

監事による財産の状況監査、及び計算書類の作成プロセスに関する理事の業務執行に関する監査、会計監査人による大学法人の財務諸表（計算書類）の信頼性に関する監査、内部監査に大別される大学監査のうち財産監査の充実向上は、これからの大学に求められる戦略的経営にとって、信頼性監査を超えた手法が必要とされることでもある。

これは大学法人の性格・種別にかかわらず、そこで求められている会計基準をもとに、リスクをコントロールしながら各大学法人がこれらを十分活用していくことが求められていることを意味する。そこで、大学の健全な発展のために必要とされる財務監査機能のあるべき姿について研究を推進する必要がある。

1-3 教学監査機能

教学監査は、教学業務監査と内部質保証マネジメントシステムに関する監査に分かれる。これらの監査対象は、いずれも教育研究を取り巻く業務マネジメントシステムである。このうち教学業務監査に関しては、多岐にわたる大学法人の業務のうち、その主たる業務である教学業務をサブマネジメントシステムの単位に分割して体系化を行い、各マネジメントシステム単位でシステムの評価＝監査ができるようにする必要がある。また、内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、大学法人組織全体のシステムとしてとらえ、マネジメントシステムとして評価する必要がある。また、自己点検評価・第三者評価に関する対応状況についても教学監査の一環としてとらえる必要がある。

1-4 業務監査機能

大学法人における業務は、設置大学の教学業務が主たる事業のように見えるが、教学業務以外にも様々な業務が存在する。これらの業務を信頼性・有効性・効率性・経済性・倫理性の観点からリスク対応・業務システムと内部統制機能の組み込み状況等について評価していく必要がある。このための監査視点・監査手法等について調査研究を行い、経営に資する監査手法の確立を目指す必要がある。

2. 委員会・分科会

上記機能を発揮させ、大学監査体系としてとりまとめるため、以下の委員会・分科会を設置する。

2-1 企画委員会

- (1) 当協会の事業運営のあり方並びに大学監査機能の基本的考え方の改定等を協議し、その結果を理事会に提示する。
- (2) 各種委員会の検討内容の方向性について経営ガバナンスにそった調整を行うとともに、各研究会議及び研究会における企画内容についても検討を行う。その際、大学にとって、各種の監査にかかわる基準が何を意味するのかを明確にするとともに、研究成果の体系性を図る。また、大学監査が抱える課題に対応するため、必要に応じて加盟校の実態を調査する。
- (3) これまで本協会が数年にわたり策定してきた、監事監査基準、内部統制基準、内部監査基準、教学監査基準並びにそれら基準にかかわるマニュアル、チェックリスト等の改定版の見直し並びに整合性を検討するとともに、その普及を促進する。
- (4) 上記の策定過程において、大学監査のフィロソフィの構築、大学監査の体系化の策定を行うとともに開発した監査技術の普及を図るための体系を整備する。
- (5) 大学の価値向上・大学の体質改善のためのコンサルティングアプローチの手法等をも取り入れる研究を行う。
- (6) 法改正に伴う対応について各種検討を行う。
- (7) 次年度の事業計画案を策定する。

上記計画は、内容により年次計画を作成して進める。以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

2-2 ガバナンス分科会

- (1) ガバナンス機能の中で、経営層や組織のリーダーが具備すべき資質として求められるものについての研究を行い、その構成要素を明らかにする。
 - (2) これまで「大学法人の経営におけるガバナンス」と「設置した大学の運営にかかわるガバナンス」のあるべき姿について、大学監査の立場から検討を加え、それらの定義を明確にするとともに、その指針ともなる大学ガバナンスコードの改定を行った。2020年度は、大学ガバナンスの定義の理解を広げるとともに、大学ガバナンスコードの普及並びに大学監査へ活かす方法について研究検討を行うとともに、設置大学における教学ガバナンスについて研究を行う。
 - (3) 監査効率並びに監査品質の向上を目的に、会計監査人・監事・内部監査人が連携する三様監査のあり方、制度上の問題点等について検討する。
- 以上のことを推進するため、分科会を逐次開催する。

2-3 内部統制分科会

- (1) 内部統制機能を業務システムへ組み込みことは、大学法人のトップの責任であるが、必ずしもその役割・必要性等が教職員にまで十分に理解されているとはいえない状況にある。これは内部統制とは、教育研究が円滑に行われるよう教育研究を取り巻く業務を全体最適視点で統制することであるという基本の理解が充分ではないことによるものである。そこで、昨年度、私立学校法の改正に併せて内部統制基準の再度の見直しを行ったが、2020年度は、内部統制監査に寄与するチェックリストの見直しを行うとともにそれらの普及を図る。
 - (2) 大学法人が自らの価値を向上させ、社会へ貢献していくためには、大学法人は、大学間並びに社会での自らのポジショニングを的確に把握していくことが、適切な経営意思決定につながる。このため組織に必要不可欠な機能はIR (Institutional Research) 機能とリスクマネジメント機能であるが、これらの体制を支えるためのマネジメントシステムには、信頼度の高い内部統制システムの構築が必要であることから、これらシステム構築と監査視点に関する研究を進める。
- 以上のことを推進するため、分科会を逐次開催する。

2-4 内部監査分科会

- (1) 大学監査担当者の技術並びに内部監査の有効性向上をめざし、大学の内部監査の枠組みの深化を通して、内部監査人の能力向上のためのプログラム改善・進化を図る。
 - (2) 内部監査は、大学法人及び大学組織の業務をその外側から客観的な視点で確認する行為である。これにより全体最適視点能力が養われることから、キャリアパスの一つとして位置付けることが可能であると考えられる。このため内部監査人に求められる知識・スキルと大学業務におけるキャリアパスの関係について研究する。
- 以上のことを推進するため、分科会を逐次開催する。

2-5 教学監査分科会

- (1) 2019年度に改定した教学業務体系をさらにブラッシュアップし、サブマネジメントシステムとしての体系化・構造化を進める研究を行う。
 - (2) 上記構造化された教学業務マネジメントシステムを評価するための監査視点の研究に取り組み、2019年度に完成させた教学チェックリストをさらに深化させる。
 - (3) 教学監査のうち内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、マネジメントシステム監査の視点からその評価基準等の確立と普及に努める。
- 以上のことを推進するため、分科会を逐次開催する。

II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

監事、内部監査人及び会計監査人による三様監査の実効性の向上及び監査実務の普及と向上を目的として、監査課題研究会議をはじめとする以下の諸会議等の活動を企画・立案し、実施するとともに、三様監査に直接関連する重要な法令並びにその改正状況、行政からの通知、社会の動き等について解説の機会を設ける。

また、分科会等でまとめられた研究成果を公表し、会員等から広くコメントを求める場としても活用する。

1. 監査課題研究会議

大学監査機能の中心となるのは、経営部門の意思決定プロセスから学務を含む学校法人業務全般を監査対象とする監事監査機能である。一方、大学設置者である経営層は、法人事務部門並びに設置した大学が適切な活動を行っているかを点検する必要があるため、このための内部監査部門の設置、既に設置している組織においては内部監査人の充実が急がれるところである。本研究会議は、各分科会での最新の研究成果を公表・検討する場とするほか、監事・内部監査人を対象に、大学の置かれた現状の把握と監査の質の向上をめざし、その上で監事・内部監査人がそれぞれの職責を果たし、監査の方法論並びに実務上の隘路・問題点等、監査業務に関する必要な知識の修得、会計監査人と監事・内部監査人との連携、多様な監査体験の共有、あわせて監事相互の情報・意見の交流を目的として開催する。

以上のことを推進するため、年間14回（1月中旬、3月上旬、6月上旬、7月中旬、8月上旬、9月中旬、10月中旬、11月上旬等）の会議を開催する。

2. 教学監査研究会議

大学における内部質保証並びに教育研究を取り巻く周辺業務の信頼性向上のため、本研究会議では、教学監査分科会の研究成果に基づき、教学監査の意味と目的を検討し、現在策定している教学業務監査基準並びに内部質保証マネジメントシステムに関する監査の基準並びに手法をさらに発展・深化・普及させるため研究会議を開催する。

以上のことを推進するため、年間3回（6月上旬、8月上旬、11月下旬）の会議を開催する。

3. 内部監査研究会議

本研究会議は、内部監査担当者並びに監事スタッフを対象に、①内部監査担当者に求められる資質の醸成、②内部監査の理論及び手法の体系的教育、③内部監査実務への展開方法、④内部監査人として知っておくべき重要課題の把握等について知識・スキルの高度化を目的に開催する。あわせて、本協会が作成した内部監査基準、チェックリスト等大学の内部監査の枠組みについての普及をめざし、個々の内部監査担当者等の知識・スキルの底上げも図る。このほか、内部監査人に求められる基礎的監査知識と手法を基礎から身につけるためのプログラムの充実を図るとともに、大学のリスク対応能力を向上させ、より健全な大学の実現に向けてマネジメントシステムの評価を核とし、質的に「コンサルティングレビュー」機能を有する内部監査を進めるための役割を果たせる人材の育成をめざし、内部監査・専門知識と監査遂行のための方法論の修得を踏まえた、一定のカリキュラム体系に基づくプログラムを組む。

以上のことを推進するため、年間8回（3月下旬、5月下旬、7月上旬、9月上旬、11月中旬、12月上旬等）の会議を開催する。

【会員の増減】

入・退会の状況

区 分	2019年度	2020年度	入 会	退 会
法 人	135	134	3	4
個 人	10	11	2	1
計	145	145	5	5

【2020年12月31日現在の会員名簿】

法人会員					
1	愛知学院	19	大妻学院	37	光華女子学園
2	愛知大学	20	沖縄科学技術大学院大学	38	工学院大学
3	IPパートナーズ	21	学習院	39	高知県公立大学法人
4	青山学院	22	神奈川大学	40	神戸学院
5	朝日大学	23	関西医科大学	41	神戸女学院
6	あずさ監査法人	24	関西大学	42	國學院大學
7	跡見学園	25	関西学院	43	国際総合研究所
8	幾徳学園	26	関東学院	44	国際武道大学
9	稲置学園	27	北里研究所	45	国土館
10	茨城キリスト教学園	28	共愛学園	46	産業医科大学
11	イマジネーション	29	京都産業大学	47	産業能率大学
12	岩手医科大学	30	京都女子学園	48	慈恵大学
13	梅村学園	31	京都精華大学	49	静岡文化芸術大学
14	追手門学院	32	京都橘学園	50	実践女子学園
15	大阪医科薬科大学	33	近畿大学	51	四天王寺学園
16	大阪学院大学	34	金城学院	52	芝浦工業大学
17	大阪経済大学	35	久留米大学	53	秀明学園
18	大阪産業大学	36	県立広島大学	54	十文字学園

55	順天堂	88	東京理科大学	121	明海大学
56	城西大学	89	同志社	122	明治学院
57	上智学院	90	東北学院	123	明治大学
58	聖徳学園	91	東北工業大学	124	名城大学
59	昭和女子大学	92	東北文化学園大学	125	明星学苑
60	真宗大谷学園	93	東陽監査法人	126	目白学園
61	菅原学園 (至誠館大学)	94	東洋大学	127	桃山学院
62	聖学院	95	獨協学園	128	立教学院
63	聖心女子学院	96	トヨタ学園	129	立正大学学園
64	清泉女子大学	97	中村産業学園	130	立命館
65	西南学院	98	南山学園	131	龍谷大学
66	聖マリアンナ医科大学	99	日通学園	132	早稲田大学
67	清稜監査法人	100	日本医科大学	133	渡辺学園
68	梅檀学園	101	日本工業大学	134	和洋学園
69	創価大学	102	日本女子大学		
70	園田学園	103	根津育英会武蔵学園		
71	大正大学	104	ノートルダム女学院		
72	大東文化学園	105	白鷗大学		
73	太陽有限責任監査法人	106	兵庫医科大学		
74	高千穂学園	107	福岡大学	個人会員	
75	拓殖大学	108	福山大学	1	岡本 眞一
76	谷岡学園	109	藤学園	2	小平 俊行
77	中央大学	110	藤田学園	3	梶間 栄一
78	中部大学	111	藤村学園	4	菊地 裕明
79	津田塾大学	112	文京学園	5	染川 功二
80	鶴学園	113	文教大学学園	6	外川 隆
81	帝京大学	114	北海道科学大学	7	奈尾 光浩
82	有限責任監査法人トーマ	115	松山大学	8	八田 英二
83	東海大学	116	宮城学院	9	松本 香
84	東京医科大学	117	民間外交推進協会	10	藤田 和子
85	東京女子医科大学	118	武庫川学院	11	宮川 博光
86	東京電機大学	119	武蔵野美術大学		
87	東京薬科大学	120	名桜大学		

【役員名簿】2020年12月31日現在

会 長 (理事)	高 祖 敏 明	聖心女子大学	学長
副会長 (理事)	田 中 愛 治	早稲田大学	総長
副会長 (理事)	八 田 英 二	同志社	総長・理事長
理 事	明 石 勝 也	聖マリアンナ医科大学	理事長
〃	入 澤 崇	龍谷大学	学長
〃	池 内 啓 三	関西大学	相談役
〃	大 谷 哲 夫	東北福祉大学	前学長
〃	川 井 伸 一	愛知大学	理事長・学長
〃	木 南 英 紀	順天堂大学	学長特別補佐
〃	坂 口 吉 一	國學院大學	常任顧問
〃	佐久間 勤	上智学院	理事長
〃	重 松 博 之	会計検査院	元会計検査院院長
〃	坂 東 眞理子	昭和女子大学	理事長
〃	福 原 紀 彦	中央大学	総長・学長
〃	松 藤 千 弥	東京慈恵会医科大学	学長

理 事	溝 上 達 也	松山大学	理事長・学長
〃	山 田 清 志	東海大学	学長
〃	吉 岡 俊 正	公益財団法人中山がん研究所	理事長
専 務 理 事	赤 坂 雄 一	大学監査協会	事務局長
監 事	大 田 原 真 美	民間外交推進協会	アドバイザー
〃	松 本 香	公認会計士	
特 別 顧 問	奥 島 孝 康	白鷗大学	学長

【委員会等委員名簿】

・企画委員会

委員長	百合野 正 博	学校法人同志社 監事
委員	伊 藤 靖 史	同志社大学 法学部教授
〃	佐 藤 信 行	中央大学 法科大学院教授
〃	工 藤 一 彦	東京電機大学 研究推進社会連携センター 研究協力アドバイザー
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	松 本 敏 史	早稲田大学 商学大学院教授
〃	山 本 雅 和	昭和女子大学 元監事

・ガバナンス分科会

主 査	百合野 正 博	同志社大学 商学部教授
委員	佐 藤 信 行	中央大学 法科大学院教授
〃	杉 浦 宣 彦	中央大学大学院 戦略経営研究科教授
〃	鈴 木 康 洋	弁護士
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	宮 田 永 生	公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩 アドバイザー

・内部統制分科会

主 査	尾 崎 安 央	早稲田大学 法学学術院教授
委員	小 松 義 明	大東文化大学 経営学部教授
〃	恩 田 佑 一	有限責任監査法人トーマツ マネジャー
〃	矢 島 基 美	上智大学 法学部教授
〃	山 本 雅 和	昭和女子大学 元監事

・教学監査分科会

主 査	工 藤 一 彦	東京電機大学 研究推進社会連携センター 研究協力アドバイザー
委員	倉 部 真由美	法政大学 法学部教授
〃	高 田 晴 仁	慶應義塾大学 大学院法務研究科教授
〃	川 上 哲 太 朗	東海大学 学長補佐
〃	松 本 敏 史	早稲田大学 商学大学院教授
〃	安 岡 高 志	帝京大学高等教育開発センター 客員教授
〃	山 本 雅 和	昭和女子大学 元監事